

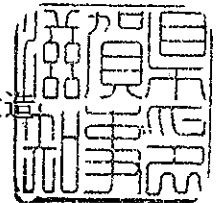


滋環政第 31 号  
平成 30 年(2018 年)1 月 30 日

滋賀県環境審議会

会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県環境基本条例に基づく第四次滋賀県環境総合計画の改定について（諮問）

平成 26 年（2014 年）10 月に貴審議会の意見を踏まえて策定した第四次滋賀県環境総合計画は、計画期間を平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 5 年間としたところです。

当該計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の大きな変化をふまえ、平成 31 年度（2019 年度）以降の滋賀県環境総合計画は、いかにあるべきか、滋賀県環境基本条例（平成 8 年 3 月滋賀県条例第 18 号）第 12 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。